

令和8年5月1日

各社会福祉法人 理事長 殿

東京都福祉局
障害者施策推進部長
(公印省略)

令和8年度民間社会福祉施設設備改善整備費補助について

標記の件について、令和8年度の民間社会福祉施設・設備の改善整備に係る整備費補助事業を実施するので、別添「令和8年度民間社会福祉施設設備改善整備費補助要綱（以下「補助要綱」という。）」及び「協議書」の様式を送付します。

対象となる事業について補助を希望する法人は、下記により補助協議書を提出してください。

記

1 提出していただく書類

	郵送	メール
① 障害者施策推進部長宛て送付書（鑑）	○	○
② 補助協議書 別紙1-1, 1-2, 別紙2	○	○
③ 補助協議書補足資料（エクセル）	○	○
④ 見積書（内訳付、2社分）	○	
⑤ 図面（平面・立体・配置図）	○	
⑤-1 修繕箇所の写真	○	
⑤-2 施設所在地案内図	○	
⑤-3 土地・建物の登記簿謄本	○	
⑥ 銀行口座残高証明書（5月1日時点）	○	

①～③は東京都から送付したもの。

上記に加え、決算終了後に決算報告書（6月上旬頃）。

2 提出期限

限られた期限内で協議及び申請を整えていただくため、以下の通りご対応願います。

(1) 上記1の①送付書（押印不要）、②補助協議書（別紙1, 2）、及び③補助協議書補足資料は、**令和8年5月18日（月曜日）正午までに当方へ電子メール**で送付してください。

(2) 正式な協議書と添付書類等一式は、上記1の①送付書に代表印を押印のうえ、**令和8年5月19日（火曜日）【必着】**までに**郵送**で提出してください。

3 補助対象事業

補助要綱3に定める事業であり、かつ、次に掲げるものとします。

- (1) 社会福祉法人が設置（賃貸を除き、法人が所有）する都内施設及び都外施設（都民対象）です。
- (2) 中規模修繕は、修繕に要する事業費が1,000万円未満（通所施設は500万円未満）とし、軽易な整備を除きます。
- (3) 限られた予算枠のため、例年、補助できる件数に限りがあります（令和7年度は3件でした）。

つきましては、整備費補助を希望する法人間の機会均衡を図るため、以下の方法で選定します。

- ア 一法人につき一施設を限度として補助します。
- イ 創設後10年以上経過した施設を優先します。
- ウ 前年度に当該改善整備費補助を受けていない法人・施設を優先します。
- エ 工事等の整備期間が令和8年度末までに完了するものに限りします。

4 協議に当たっての留意点

- (1) 事業実施者は、社会福祉法人のみが対象です。
- (2) 当該事業は、情報公開の対象となります。
- (3) 協議書の正式受理後は、事業計画の変更はできません。
- (4) 協議書受理後、必要に応じて当方で現地調査を実施します。（5月20日～27日予定）
- (5) 提出書類は、**A4版**サイズに揃えてください。図面等も同一サイズにして添付してください。

5 提出先

(1) メール提出の書類・送付先について

<宛先>
施設サービス支援課 生活基盤整備担当 伊東
Miwa_Itoh@member.metro.tokyo.jp

※メール後、送達確認のための電話連絡をお願い致します。

(2) 郵送提出の書類・送付先について

<宛先>
〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1
東京都福祉局 障害者施策推進部 施設サービス支援課 生活基盤整備担当

※送付書は押印をお願い致します。

担 当： 施設サービス支援課生活基盤整備担当 伊東
電 話： 03-5320-4152（内線）33-275
E-mail： Miwa_Itoh@member.metro.tokyo.jp